

災害時における利用者の安否確認等に関する協定書

小金井市（以下「甲」という。）と小金井市介護事業者連絡会（以下「乙」という。）は、災害時における利用者の安否確認等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小金井市の区域内（以下「市内」という。）で災害が発生した場合に、甲と乙が協力して利用者の安否確認及び市内の避難所、福祉避難所等（以下「避難所等」という。）へ避難した利用者に対する在宅サービス等の提供を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において「事業者」とは、乙に加入する各事業所のうち別紙に掲げる事業所をいう。

3 この協定において「利用者」とは、現に事業者の介護サービスの提供を受けている者をいう。

（安否確認等）

第3条 事業者は、災害が発生したときは、利用者の安否確認をするとともに、その結果について甲から求めのあった場合は甲へ報告するものとする。

2 事業者は、あらかじめ事業所ごとに1人以上の災害対応要員を指定するとともに、災害が発生したときは、災害対応要員を中心に、可能な範囲で利用者の避難所等への避難誘導（救出及び救助を含む。）を行うものとする。

（サービス提供）

第4条 甲は、災害が発生したときは、必要に応じて、避難所等へ避難している利用者に対して在宅サービス等を提供するよう事業者へ要請できる。

2 事業者は、甲の要請に可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、前条に規定するサービス提供に要した費用（介護保険法（平成9年法律第123号）第18条に規定する保険給付の対象となるサービスを除く。）を負担するものとする。ただし、費用の範囲及び額については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第6条 甲は、第4条に規定するサービスの提供に従事した事業者の従業員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合で、他の法令その他により補償を受けることができないときは、損害補償について協議に応じるものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第7条 甲及び乙は、災害に関する情報の連絡体制を整備するため、当該整備に関する方策について協議し、別途定めるものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の3か月前までに、甲又は乙からの書面による解約の申出がないときは、本協定は更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書の条項に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定する。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和5年4月1日

甲 東京都小金井市本町六丁目6番3号
東京都小金井市
小金井市長

乙 小金井市介護事業者連絡会
会長